

諮問庁：北九州市議会議長

諮問日：令和元年9月18日（諮問第148号）

答申日：令和2年4月2日（答申第148号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書につきその一部を不開示とした処分については、不開示とした部分のうち別表1に掲げる部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成30年10月11日付けで北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条に規定する開示請求権に基づき行った「平成26年4月から平成30年10月の間に、市議会議員が旅行するに当たり作成された旅行命令書及びその記載内容がわかる文書」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、平成30年11月20日付け北九議総第360号により北九州市議会議長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定処分（以下「原処分」という。）は違法又は不当であるため、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 旅行業者の受取金融機関名、支店名、金融機関コード、預金種別、口座番号及び口座名義（以下「銀行口座情報」という。）、旅行業者の社印及び代表者印の印影並びに指定都市市長会事務局長印の印影について、処分庁は、奈良県食糧費情報公開請求事件において飲食業者の銀行口座情報と印影の開示を命じた平成14年9月12日付け最高裁判決（以下「最高裁判決」という。）及び最高裁判決に応じたと思われる平成27年12月25日付け逗子市情報公開審査員勧告（以下「逗子市勧告」という。）に従い、開示すべきである。
- (2) 旅行命令書に添付された旅行企画書は、旅行業者の社印及び代表者印の印影がないため、対外的には単なる紙切れに過ぎない。このような旅行企画書をもって、旅行命令書や支出負担行為何書を作成して支払手続をすることは、違法である。
- (3) 旅行命令書に添付された全国競艇主催地協議会会長からの案内文は、同協議会

会長印の印影がないため、単なる紙切れに過ぎず、このような案内文をもって旅行の計画をすることは違法である。押印がないものが効力を有するならば、いくらかでも偽造文書の作成が可能であり、闇に公金を支出することが可能になる。

- (4) 旅行業者の担当者の氏名について、担当者の氏名がわからなくては、市民は社印も代表者印もない旅行企画書の善悪の確認ができないため、開示すべきである。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、平成 30 年 10 月 11 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 11 月 20 日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として平成 31 年 2 月 14 日付けで本審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 旅行業者の銀行口座情報、旅行業者の社印及び代表者印の印影並びに指定都市市長会事務局局長印の印影は、条例第 7 条第 2 号に規定する法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、これらを公にすれば、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。

本市の条例における不開示情報は「正当な利益を害するおそれがある」情報であり、「社会的地位が明らかに損なわれる」情報を不開示情報としていると思われる逗子市や、「正当な利益が損なわれると認められる」情報を不開示情報としていると思われる（最高裁判決の被上告人である）奈良県とは、根拠規定が異なる。

また、本市において用いられている債権者からの請求書は、逗子市とは異なり、全て本市の所定の書式で提出されており、債権者が指定する銀行口座情報も、本市の所定の書式によって届けられている。

こうした事情に鑑みれば、原処分により不開示としたこれらの情報が、債権者において多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているものとはいえない。

- (2) 審査請求人が旅行業者の社印及び代表者印の印影がないと指摘するのは、旅行企画書の副本のことであるが、押印がないことは次の理由によるものであり、原処分によるものではないから、審査請求の理由とはならない。

本市では、旅行企画書の副本をもとに旅行命令書を作成するが、旅行命令書は

職員に対して旅行命令を発する際の決裁書類であり、旅行者との契約をかわすための書類ではないため、旅行企画書の副本には旅行者の社印及び代表者印の印影は必要がない。

旅行者の社印及び代表者印の印影は旅行企画書の正本に押印され、旅行企画書の正本は旅行者と契約するための書類である支出負担行為伺書に添付されている。

- (3) 全国競艇主催地協議会会長からの案内文には同協議会会長印が押されていたが、その印影が薄く、開示用の書面に鮮明に複写されていなかったため、不開示処理（黒塗り）をしなかったものである。
- (4) 旅行者の担当者氏名について、旅行企画書に氏名が記載されている場合にあっては、当該氏名は直ちに不開示情報に該当し、担当者の姓のみが記載されている場合にあっては、当該旅行企画書に記載されている旅行者の名称と照合することによって特定の個人を識別できると判断し、条例第 7 条第 1 号により不開示とした。
- (5) 前記(1)から(4)以外の不開示部分についても、条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当するため、不開示としたものである。

3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年 9 月 18 日 諮問の受付
- ② 令和元年 10 月 29 日 審議
- ③ 令和元年 12 月 19 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 2 年 1 月 28 日 審議
- ⑤ 令和 2 年 2 月 26 日 審議
- ⑥ 令和 2 年 3 月 30 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第 7 条柱書について

条例第 7 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請

求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第 1 号ないし第 7 号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第 7 条第 1 号（個人情報）について

条例第 7 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第 7 条第 2 号（法人・企業情報）について

条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、ただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

2 原処分不開示部分の条例第 7 条該当性について

(1) 本件対象文書と不開示部分について

本件対象文書は、原則として、1 件の旅行ごとに、旅行命令書及びその添付資料、支出負担行為伺書及びその添付資料並びに精算兼旅行命令変更書及びその添付資料から構成されている。また、本件対象文書は分量が相当数あるため、処分庁によって、1 件の旅行ごとに、1 から 1 7 9 までの番号が付されている（別表 1 において、この番号を「文書番号」という。）。そして、処分庁が原処分において不開示とした部分と不開示理由は、別表 2 のとおり類型化できる。

以下、これらの不開示部分に係る条例第 7 条該当性について、判断する。

(2) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 条例第 7 条第 1 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

- (ア) 通訳の氏名、性別、生年月日、年齢及び印影
- (イ) 旅行業者の担当者の氏名及びメールアドレス
- (ウ) 公用車の運転手の氏
- (エ) 送迎車の運転手の氏及び携帯電話番号
- (オ) 送迎車の車両番号
- (カ) 衆議院議員秘書の氏
- (キ) 市職員個人の携帯電話番号
- (ク) 旅行業者の担当者印の印影
- (ケ) 国道 3 号黒崎バイパス建設促進期成会会長の氏
- (コ) 銀行の担当者の氏
- (サ) 旅行業者の取扱管理者の氏名
- (シ) 同行者を識別できる情報
- (ス) 同行者の氏名
- (セ) 訪問先担当者の氏及び役職名
- (ソ) 下関北九州道路に係る中央要望についての要望者の氏及び役職名

イ これらの不開示情報のうち、通訳の氏名、性別、生年月日、年齢及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

ところで、条例第 7 条第 1 号は「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」と規定するところ、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は個人に関する情報の意味する範囲に含まれるものではあるが、その性質上、同条第 2 号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の公開基準によることが適当であるので、同条第 2 号にて判断するものとし、同条第 1 号の「個人に関する情報」から除外することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接の関係を有しない情報は、同条第 1 号が適用されることとなる。

これは、個人情報の開示に関し、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人識別型方式を採用して個人情報を原則として不開示とする一方、個人の社会的活動である事業に関する個人事業情報については、個人の対外的活動に関する情報であり、プライバシーを保護する必要性がないものが多く、法人等の事業活動情報と同様の基準で不開示情報該当性の判断をするのが適当と認められることから、法人等の情報とともに原則として開示することにしたものと

解される。

そこで本件についてみると、通訳の氏名及び印影は旅行命令書及び支出負担行為伺書の添付資料である旅費内訳書に記載されており、また、通訳の氏名、性別、生年月日及び年齢は同じく旅行命令書及び支出負担行為伺書の添付資料である団員リストに記載されている。そして、この旅行命令書及び支出負担行為伺書の決裁文書に「通訳については旅行依頼を行う」との記載があることから、市議会議員の海外旅行に当たり、本市が、個人事業主たる通訳に市議会議員との同行及び通訳業務を依頼したものであると解される。そうすると、通訳の氏名、性別、生年月日、年齢及び印影は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として、条例第 7 条第 2 号が適用されることになる。

しかし、そのうちの通訳の性別、生年月日及び年齢については、通訳の事業とは直接の関係を有しない情報であるので、同条第 1 号が適用されるべきであり、また、同号ただし書アないしウに該当しないものであることが認められる。よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

また、通訳の氏名及び印影については条例第 7 条第 2 号が適用されるが、通訳の氏名については、公にすることにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号ただし書に該当しないものであることが認められるため、開示が妥当である。通訳の印影については、後記(3)エにおいて、述べる。

ウ 前記アの不開示情報のうち、旅行業者の担当者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、条例第 7 条第 1 号ただし書には該当しないものであることが認められる。

審査請求人は、担当者の氏名がわからなくては、市民は社印も代表者印もない旅行企画書の善悪の確認ができないため、開示すべきであると主張するが、旅行業者の担当者の氏名がわからなくとも旅行命令及び支出負担行為等の適否を判断することは十分可能であり、むしろ旅行業者の担当者個人の権利利益の十分な保護を図るべきである。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

エ 前記アの不開示情報のうち、旅行業者の担当者印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

個人の印影が示す情報は単に氏名だけでなく、その固有の形状が個人情報として保護の対象となるものである。実印は印鑑登録制度の下で社会生活上重要なものとして保護され、また、認め印であっても銀行預金通帳などの重要なものに使用されることも十分想定される場所であり、他にみだりに開示されない利益を有しているというべきである。こうした個人の印影の性格からして、旅行業者の担当者印の印影は、条例第 7 条第 1 号ただし書アないしウに該当し

ないと認められる。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

オ 前記アの不開示情報のうち、国道 3 号黒崎バイパス建設促進期成会会長の氏並びに下関北九州道路に係る中央要望についての要望者の氏及び役職名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

しかし、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての不開示事由が規定されているものと解するのが相当であり、したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、条例第 7 条第 1 号の不開示情報に当たらないと解すべきである。

そこで本件についてみると、国道 3 号黒崎バイパス建設促進期成会とは、当審査会事務局職員をして確認させたところ、国道 3 号黒崎バイパスの早期全線開通に向けて、国土交通大臣を始めとした関係大臣、関係省庁及び地元選出国會議員等に対して要望活動を行うため、地元企業や地域団体等で構成された公的な性格が強い団体である。そして、処分庁が不開示とした会長の氏は、本市のホームページ上に掲載された市民向けの広報誌である「黒崎バイパスだより」などで確認できる。

また、下関北九州道路に係る中央要望とは、当審査会事務局職員をして確認させたところ、下関北九州道路の早期実現に向け、下関北九州道路整備促進期成同盟会、下関北九州道路建設促進協議会、福岡・山口両県議會議員連盟、北九州・下関両市議會議員連盟、中国経済連合会、一般社団法人九州経済連合会等が官民一体となって、国土交通大臣を始めとした関係大臣、関係省庁及び地元選出国會議員等に対して要望活動を行うという、公的な性格が強いものである。そして、処分庁が不開示とした要望者の氏及び役職名は、平成 28 年 12 月 21 日に行われた中央要望の際のものであるが、これらの情報は、下関市や一般社団法人九州経済連合会等のホームページにおいて記者発表資料として掲載されており、また、本市のホームページには記者発表資料としては掲載されてはいないものの、全 10 回分の要望書が掲載されており、要望書の中に要望団体名及び当該団体の代表者氏名等が記載されていることが確認できる。また、平成 28 年 12 月 21 日以外の日に行われた中央要望の要望者の氏及び役職名についても、同様に下関市や一般社団法人九州経済連合会等のホームページにおいて記者発表資料として掲載されている。

以上のことを考慮すると、国道 3 号黒崎バイパス建設促進期成会会長の氏並びに下関北九州道路に係る中央要望についての要望者の氏及び役職名については、いずれも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、当該法人

等の職務として行ったものであるため、条例第 7 条第 1 号の不開示情報には該当せず、同条第 2 号が適用されるべきである。そして、これらの情報は、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、同号ただし書に該当しないものであることが認められるため、開示が妥当である。

カ 前記アの不開示情報のうち、前記イないしオ以外の部分については、当審査会が見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることができるものであり、かつ、条例第 7 条第 1 号ただし書には該当しないものであることが明白に認められる。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、旅行業者の銀行口座情報、旅行業者の社印及び代表者印の印影、指定都市市長会事務局長印の印影及び旅行業者の緊急連絡先である。

イ これらの不開示情報のうち、旅行業者の銀行口座情報について、審査請求人は、最高裁判決及び逗子市勧告を引用し、開示されるべきであると主張するので、以下、この点について検討する。

最高裁判決は、「一般的な飲食業者の業務態様をみれば、不特定多数の者が新規にその顧客となり得るのが通例であり、代金の請求書に口座番号等を記載して顧客に交付している飲食業者にあつては、口座番号等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、請求書に記載して顧客に交付することにより、口座番号等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いている」と判示している。また、逗子市情報公開審査会委員勧告も、最高裁判決と同様の理由により、生花業者及び菓子販売業者の銀行口座情報を開示すべきと勧告している。

しかし、一般に、法人等の銀行口座情報はいわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、これらの内部管理情報につき、当該法人等は開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。また、銀行口座情報が第三者に知られることによって、悪用され、当該法人等の金融上の営業秘密等が流出してしまうおそれもあるというべきである。一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得て、通常、自らの銀行口座情報が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合は、例外と考えるべきであるが、そのような例外を除け



ば、銀行口座情報は一般的に十分保護されるべきものである。

そこで、本件についてみると、旅行業者の業務態様は特定顧客だけとの取引が想定されているものではなく、不特定多数の者が新規にその顧客となり得るのが通例である。しかし、旅行業者が本市と契約するに当たっては、本市が定める請求者（債権者）登録申請を行う必要があり、本市所定の申請書に旅行業者の銀行口座情報等を記載することとなっているが、記載された銀行口座情報が本市との取引のみに使用するものか、広く一般に使用するものかを特定することはできず、本市との取引のみに使用するものである可能性は否定できない。

また、逗子市勧告の事案における請求書は、債権者たる生花業者及び菓子販売業者自らが有している書式にのっとった形式になっており、逗子市に限らず広く顧客に対して請求する際に使われるものであると認定されているが、本件については、逗子市の事案とは異なり、本市が指定する請求書の書式が一律に使われており、その書式には旅行業者の銀行口座情報は記載されていない。旅行業者が申請した銀行口座情報は、本市の職員が支出負担行為伺書を作成する際に、本市の財務会計システムによって、支出負担行為伺書に自動的に転記されるようになっているものである。

このような情報管理の実態に鑑みれば、旅行業者が銀行口座情報を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させ、請求書に記載して顧客に交付することにより、銀行口座情報が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知れ得る状態に置けると認めることはできず、また、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 前記アの不開示情報のうち、旅行業者の社印及び代表者印の印影について、審査請求人は、最高裁判決を引用し、開示されるべきであると主張するので、以下、この点について検討する。

最高裁判決は、「印影は、債権者の請求書に押なつされているものであり、通常は銀行取引に使用する印章を請求書に押なつすることはないと考えられ（中略）請求書に押なつされている飲食業者の印影は、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらない」と判示している。

しかし、法人等の社印及び代表者印の印影は、一般的に、取引や契約関係において認証的機能を有しており、商慣習上重要なものとして保護されている。また、たとえ認印であっても取引や銀行預金通帳のような重要なものに使用されることも十分想定されるところである。

このように、法人等の社印及び代表者印の印影は、法人等が事業活動を行う

上での重要な内部管理情報として他にみだりに開示されない利益を有しているというべきであり、一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得て、通常、自らの印影が多くのお客様に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような例外を除けば、一般的に十分保護されるべきものである。

そして、前記イに述べたところからすれば、旅行業者は、自らの印影が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いていると認めることはできず、また、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものであること認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

エ 前記アの不開示情報のうち、前記(2)イの通訳の印影及び指定都市市長会事務局長印の印影についても、前記ウと同様に、自らの印影が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いていると認めることはできず、また、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

オ 前記アの不開示情報のうち、旅行業者の緊急連絡先については、市議会議員らの旅行に当たって、準備段階や旅行中の不測な事態等が生じた場合に、旅行業者の営業時間外であっても旅行者が旅行業者に確実に連絡をとることができるように記載されたものであり、通常、契約の相手方のみ開示され、一般的に公にされているものではないと解される。

このような情報は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、旅行業者は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有していると認められるため、これを公にすることにより、旅行業者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、また、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものがあることが認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「旅行命令書に添付された旅行企画書は、旅行業者の社印及び代表者印の印影がないため、対外的には単なる紙切れに過ぎない。このような旅行企画書をもって、旅行命令書や支出負担行為伺書を作成して支払手続をすることは、違法である」との主張や、「旅行命令書に添付された全国競艇主催地協議会会長からの案内文は、同協議会会長印の印影がないため、単なる紙切れに過ぎず、このような案内文をもって旅行の計画をすることは違法である」との主張を展開している。

しかし、処分庁の説明によれば、「本市では、旅行企画書の副本をもとに旅行命令書を作成するが、旅行命令書は職員に対して旅行命令を発する際の決裁書類であり、旅行者との契約をかわすための書類ではないため、旅行企画書の副本には旅行者の社印及び代表者印の印影は必要がない。旅行者の社印及び代表者印は旅行企画書の正本に押印され、旅行企画書の正本は旅行者と契約するための書類である支出負担行為伺書に添付されている」「全国競艇主催地協議会会長からの案内文には同協議会会長印が押されていたが、その印影が薄く、開示用の書面に鮮明に複写されていなかったため、不開示処理（黒塗り）をしなかった」ということであるが、当該説明は格別不合理なものではなく、これを覆すに足る事情も認められないため、審査請求人の主張を認めることはできない。

なお、「印影がない旅行企画書や案内文に基づいて旅行の計画や旅費の支払をすることは違法である」旨の審査請求人の主張は、旅行命令及び支出負担行為自体の適否に関するものであって、行政文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において、検討すべきものではない。

#### 4 まとめ

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当するとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、別表 1 記載の部分を開示すべきであると判断し、前記第 1 のとおりとした。

#### 5 付帯意見

原処分における不開示情報及び不開示理由については、当審査会において別表 2 のとおり整理したところであるが、送迎車の車両番号や衆議院議員秘書の氏など、原処分の通知書に明記されていなかった不開示情報及び不開示理由が、審査請求の段階で処分庁から追加されるとともに、原処分において本来不開示とすべきところを開示として処理したものや、逆に開示とすべきところを不開示として処理したものが明らかとなり、弁明書において処分庁が訂正するところとなった。

本件対象文書の分量が膨大で事務処理に相当な時間と労力を要したことは容易に推察できるが、原処分は過誤を含むものであって、条例の趣旨に照らし違法とまではいえないものの、処分庁に対する信頼を損なうものであるのみならず、条例が保護しようとする法益の侵害を招くものである。

処分庁にあっては、今後の開示請求及び審査請求の対応において、処分時に十分検討した上で不開示処理及び理由付記をすべきであり、より慎重かつ適切な対応が望まれる。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子

## 【別表 1】開示すべき部分

	文書番号	文書名	開示すべき部分
1	4	旅費内訳書	・ 通訳の氏名
2	5	旅費内訳書	・ 通訳の氏名
3	5 9	日程	・ 国道 3 号黒崎バイパス建設促進期成会会長の氏
4	1 7 7	下関北九州道路に係る中央要望について	・ 要望者の氏及び役職名
5	1 7 8	下関北九州道路に係る中央要望について	・ 要望者の氏及び役職名

## 【別表 2】本件対象文書の不開示部分

	文書の種別	不開示部分	不開示理由
1	旅行命令書		
2	旅行命令書の添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通訳の氏名、性別、生年月日、年齢及び印影</li> <li>・ 旅行業者の担当者の氏名及びメールアドレス</li> <li>・ 公用車の運転手の氏</li> <li>・ 送迎車の運転手の氏及び携帯電話番号</li> <li>・ 市職員個人の携帯電話番号</li> <li>・ 国道 3 号黒崎バイパス建設促進期成会会長の氏</li> <li>・ 同行者を識別できる情報</li> <li>・ 同行者の氏名</li> <li>・ 訪問先担当者の氏及び役職名</li> <li>・ 下関北九州道路に係る中央要望についての要望者の氏及び役職名</li> </ul>	条例第 7 条第 1 号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行業者の社印及び代表者印の印影</li> <li>・ 旅行業者の緊急連絡先</li> <li>・ 指定都市市長会事務局長印の印影</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号
3	支出負担行為伺書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同行者を識別できる情報</li> </ul>	条例第 7 条第 1 号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行業者の銀行口座情報</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号

4	支出負担行為伺書の添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳の氏名、性別、生年月日、年齢及び印影</li> <li>・旅行業者の担当者の氏名及びメールアドレス</li> <li>・送迎車の運転手の氏及び携帯電話番号</li> <li>・送迎車の車両番号</li> <li>・衆議院議員秘書の氏</li> <li>・旅行業者の取扱管理者の氏名</li> </ul>	条例第 7 条第 1 号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業者の社印及び代表者印の印影</li> <li>・旅行業者の緊急連絡先</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号
5	精算兼旅行命令変更書		
6	精算兼旅行命令変更書の添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業者の担当者の氏名</li> <li>・旅行業者の担当者印の印影</li> <li>・銀行の担当者の氏</li> </ul>	条例第 7 条第 1 号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業者の社印の印影</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号